

○経済産業省令第 号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行に伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）第五条第三項、第四項及び第五項（同法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第二項及び第三項並びに第十条第四項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

経済産業大臣 名

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請）</p> <p>第二条 法第五条第三項又は法第九条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第十四条第一項の認定を受けた者が輸入する特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。</p> <p>2 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による申請は、様式第</p>	<p>（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請）</p> <p>第二条 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。</p> <p>2 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による申請は、様式第三</p>

三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(紛失した輸出移動書類等の回復の届出)

第三条 法第五条第四項又は法第九条第三項(法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類の記載内容と異なる運搬の届出)

第五条 法第十条第四項(法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(紛失した輸出移動書類等の回復の届出)

第三条 法第五条第四項又は法第九条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出)

第五条 法第十条第四項の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第2（第2条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

移動書類の汚損に関する届出書
 輸出移動書類の紛失
 輸入移動書類

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 届出者 法人にあってはその代表者の氏名 ④
 担当者名
 電話番号 ()

移動書類が汚損されたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
 下記の輸出移動書類が失われた
 輸入移動書類

第5条第3項
 関する法律
 第9条第2項（法第16条において読み替えて準用する場合を含む。）
 の規定により届け出ます。

記

輸出移動書類の交付番号 輸入	
輸出移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出移動書類が汚損された年月日 輸入移動書類が失われた 移動書類	年 月 日

- 注(1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 (3) 輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第14条第1項の認定を受けた者が輸入する当該特定有害廃棄物等に係る移動書類が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
 (4) 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 (5) 移動書類の汚損、紛失については、交付番号、交付年月日については、記載の必要はないものとする。

様式第 4 (第 3 条関係)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

移動書類
 輸出 移動書類 の回復に関する届出書
 輸入 移動書類

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 氏名又は名称
 住所又は所在地
 法人にあってはその代表者の氏名 ⑤
 担当者名
 電話番号 ()

移動書類
 下記の輸出 移動書類 を回復したので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
 輸入 移動書類
 第 5 条 第 4 項
 関する法律 第 9 条 第 3 項 (法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。)
 の規定により届け出ます。

記

輸出 移動書類の交付番号 輸入	
輸出 移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出 移動書類の再交付を受けた年月日 輸入	年 月 日
輸出 移動書類を回復した年月日 輸入 移動書類	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 (3) 本届出には、回復した輸出 移動書類若しくは輸入 移動書類又は 移動書類を添付すること。
 (4) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 (5) 移動書類の回復の際には、交付番号、交付年月日、再交付を受けた年月日については記載の必要がないものとする。

様式第6（第5条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※書換年月日	年 月 日

輸入移動書類
の記載内容と異なる運搬に関する届出書
移 動 書 類

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住所又は所在地

届出者 法人にあってはその代表者の氏名 ㊟

下記の輸入移動書類又は再
いて、記載された内容と異な
の規制に関する法律第10条第4項（法第16条において読み替えて準用する場
合を含む。）の規定により届け出ます。

多動書類につ
等の輸出入等

記

輸入移動書類 の交付番号		
輸入移動書類 の交付年月日	年 月 日	
輸入移動書類 又は移動書類 に記載された 内容と異なる 運搬の内容		
輸入移動書類 又は移動書類 に記載された 内容と異なる 運搬を行った 理由	当該特定有害廃棄物等の運搬又は処分について特定有害廃棄物 等の輸出入等の規制に関する法律第10条第3項第1号の規 定に基づく政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受け たため。	
	適用された法律	
	適用された規定	
	当該特定有害廃棄物等の運搬又は処分について特定有害廃棄物 等の輸出入等の規制に関する法律第17条第2項の規定又は 同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命 令がされたため。	
	命令の根拠となった法律	
	命令の根拠となった規定	
	命令年月日	
命令権者名		
命令の内容		

- 注（1）※印欄は、記入しないでください。
 （2）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
 （3）本届出書には、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移
動書類を添付すること。
 （4）氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名
することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附 則

この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。